

鳥取県告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月8日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人地域でくらす会	デイサービス吉方温泉いくのさん家	鳥取市吉方温泉一丁目252-1	平成25年2月1日	通所介護
社会福祉法人れしーぶ	デイサービスセンターれしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	〃	〃